

通 報

大ト協第53号
令和8年5月

各 位

一般社団法人 大阪府トラック協会
会長代行 重 博文

令和8年度 後方視野確認支援装置等導入促進にかかる助成について (ご案内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会運営に格別のご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、当協会では交通事故防止に効果がある後方視野確認支援装置（バックアイカメラ）および側方視野確認支援装置（サイドビューカメラ）について、導入費用の一部助成を実施いたします。

つきましては、以下の要領をご参照のうえご利用いただきますようご案内申し上げます。また、申請方法につきましては、**郵送での受付**といたしますので、よろしくお願いたします。

記

※令和8年度の主な改正点

- ・装置のみのリース、割賦による導入は対象外となります
(新車導入時に車両に装着されている機器についてはリース、割賦による導入は対象とします。ただし、見積書（もしくは注文書）に装着機器のメーカー名・商品名・単価・台数が明記されていることとします。)
- ・必要書類の領収書等について、支払完了がわかるものの添付が必要となります。

1. 募集期間

令和8年4月1日（水）～ 令和9年2月26日（金）

※上記期間内であっても助成予算枠に達した時点で即時受付を終了といたしますので、その都度提出してください。また、事前告知は行いませんので、予めご承知おきください。

2. 助成金額

①後方および側方視野確認支援装置（一体型の導入・モニターとカメラの同時導入）

1 装置あたり支援装置の取得価格（消費税抜）の1/2、最大4万円

②モニター単体機器（後方・側方）、カメラ単体機器（後方・側方）

1 機器あたり単体機器の取得価格（消費税抜）の1/2、最大1万円

※①の装置と②の機器を両方導入した場合は、車両1台あたり最大5万円まで

※取得価格には機器本体価格のほか、部品や付属品等の費用を含むものとする。

なお、取り付け工賃や消費税は取得価格には含まない。

3. 上限台数

1事業者あたりの上限台数は、①と②の合計で車両15台とする。

※年度内に同一車両の複数回申請は不可とする。

	後方・側方 視野確認支援装置	モニター単体(後方・側方) カメラ単体(後方・側方)	備考
車両1台 あたり	・一体型の導入 ・モニター、カメラの同時導入 (いずれか1装置まで 助成額上限4万円まで)	・単体機器導入 (いずれか1機器まで 助成額上限1万円まで)	側方カメラの取付位置は左右どちらでも助成可とする。但し、側方カメラを左右両方取り付けた場合は、1機器限りの助成とする。

※既存の装置に追加購入や、故障による単体機器の入れ替え購入についても助成対象となります。

4. 助成対象装置

①装置・機器のみを購入の場合

(公社)全日本トラック協会の定める別紙 令和8年度助成対象装置一覧をご覧ください。(追加・変更等は随時ホームページにて更新します)。

②新車導入時に装着の装置・機器の場合

助成対象装置一覧に記載がなくても助成対象といたします。

5. 助成条件（すべてに該当する必要があります）

- 大阪府下の貨物運送事業者が、自社で保有する営業用貨物車両（大阪・和泉・なにわ・堺）に取り付ける場合であること。（自家用車、軽自動車を除く）
- 国の補助金が交付された(申請を行う)装置については重複助成いたしません。
- 賃貸借・中古品等は助成いたしません。
- **令和8年4月1日以降、装着・支払いが完了した装置を助成対象とします。**

6. 必要書類

① 令和8年度 後方視野確認支援装置等導入促進助成金交付申請書
(兼誓約書) (様式1)

② 後方視野確認支援装置等導入助成金申請内訳書 兼 装置等装着証明書
(様式2)

③ 請求書等の写し：4月1日以降に発行のもの（但し、装着が4月1日以降のものに限ります）

- ・請求書等（新車導入時に装着の場合は見積書（納期予定が令和8年度中であるもの）もしくは注文書）は、購入装置の型式・税抜き本体価格（工賃を除く）・購入数が明記されたものであること。

※**領収書等と金額が一致すること。**（請求書等が複数にわたる場合は領収額と合致するよう、全ての写しを添付して下さい。）

※別紙助成対象装置一覧で「モニター単体」又は「カメラ単体」と記載のある機種については、それぞれで型式が指定されているため、同時導入の場合は両方の型式を記載して下さい。

④ 領収書等の写し：4月1日以降に発行のもの

○一括購入の場合

- ・領収書・振込明細書・支払明細書・受領証等の写し等**支払完了がわかるもの（支払日以降に印刷・発行されたもの）。**振込予約済み時点での書類は不可とします。

○リース契約・割賦契約による新車購入の場合

- ・契約書の写し（リース契約書・割賦販売契約書で、契約日・契約期間・車両番号・支払計画等の詳細が確認できない場合は、必ず物件受領証・リース自動車検収完了証・支払計画書等の写しもお提出ください。）
- ・振込明細書・支払明細書・受領証等、**機器の価格を上回る金額の支払完了がわかるもの（支払日以降に印刷・発行されたもの）。**振込予約済み時点での書類は不可とします。

※振込明細書等は、振込日、金額、振込元、振込先が確認できるものであること。また、切り貼りや修正があるものは不可としますが、必要箇所以外（残高等）を黒く塗りつぶすのは可とします。なお、通帳の写しのみは不可とします。

⑤ 装着車両の【自動車検査証記録事項の写し】

※申請時に有効期限内のものを必ず添付して下さい。

※申請後に FAX やお電話での内容照会や写しのご返却・ご提示は致しかねますので、**必ず事前に各社にて申請書類の控えをお取りください。**

※記入を訂正する際、当該箇所を二重線で消してください。

なお、金額訂正は不可となりますので、書き間違えた際は新しい用紙を使用してください。

※見積書・請求書・領収証・割賦販売契約書・リース契約書、自動車検査証記録事項のそれぞれの写しは**申請する助成事業ごとすべてに添付**してください。

7. 注意事項

- 助成申請は、装置の装着完了後およびお支払い完了後となります。請求書・領収書の日付が助成対象期間外の場合は助成いたしません。（助成金の枠取りはいたしません）

- 助成申請は申請書類に不備・不足がない状態で、当協会で受け付けた時点での受理となります。助成終了時点で当協会に書類が届いていない場合（郵送中、終了後に持参等）や終了時点でお預かりしている書類に不足・不備がある場合は助成できません。
- 装置の装着にあたっては、道路運送車両の保安基準に抵触しないことを条件とします。
- 消費税・振込手数料・値引き分の助成はいたしません。

申請先【郵送先】ならびにお問合せ先

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2-11-2

(一社)大阪府トラック協会 業務部 宛

お問合せ電話番号 (06) 6965-4036